

春の「安全・安心まちづくり旬間」のお知らせ

- 春の「安全・安心まちづくり旬間」の内容について
 - 「安全・安心まちづくり」についての関心と理解を深めることを目的に、関係機関・団体が緊密に連携し、各種犯罪の抑止対策を集中的に展開する期間です。
 - 県民の皆様の体感治安を改善し、自主防犯意識の向上を図ります。
- 実施期間について
令和6年4月21日(日)から同年4月30日(火)までの10日間
- 活動重点について
 - **子供と女性の犯罪等被害防止**
子供たちの登下校時間帯に合わせて、散歩や買い物などを行う「ながら見守り活動」にご協力を。不審者の発見時は、警察への早期通報をお願いします。
 - **特殊詐欺の被害防止**
お金に関する話は一人で対応せず、必ず家族や警察に相談しましょう。
 - **鍵掛けの励行による盗難被害防止**
「自宅」、「自動車」及び「自転車」の鍵掛けを習慣にしましょう。
 - **万引き防止**
皆様で万引きを「しない！させない！見逃さない！」青森県を目指しましょう。



島守駐在所広報

ぼんち

令和6年4月号

八戸警察署
43-4141
島守駐在所
83-2510

春の全国交通安全運動のお知らせ

- 実施期間について
令和6年4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間
- 運動重点について
 - **子供が安全に通行・横断できるよう交通環境を整えること**
子供と一緒に通学路を歩いて危険な箇所を確認し、注意を促しましょう。
 - **歩行者優先意識を浸透させ、運転者は「思いやり・ゆずり合い」運転を心がけること**
横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者を安全に横断させましょう。
 - **自転車・特定小型原動機付自転車の利用時は、乗車用ヘルメットを着用し交通ルールを守ること**
ヘルメットの着用と交通ルールの理解を徹底しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



駐在所から地域の皆様へ

先月、島守地区の畑で家具やビニール等を燃やそうとしているとの申告がありました。

本来、廃棄物は家庭ゴミであれば専用の袋に入れて集積所に持って行くなど適切な方法で処分しなければなりません。

また、外で燃やす「野焼き」は火事の危険性もあるほか、焼却場所の近くに住む人が灰や臭いを迷惑に感じます。

廃棄物は適切に処分するようにお願いします。

右の写真は島守駐在所で栽培している君子蘭のつぼみの写真です。



運転免許証更新の受付時間変更について

令和6年4月15日(月)から運転免許証の更新受付時間を変更します。

- 八戸自動車運転免許試験場の受付変更時間
 - 優良・一般・違反・初回講習
午前8時30分から午前9時30分まで
 - 高齢者講習受講済みの方
午前9時40分から午前10時15分まで
 - 午後の受付時間(変更はありません)
午後1時から午後1時45分まで
- 八戸自動車運転免許試験場の受付曜日(変更はありません)
月曜日から木曜日、第1・3・5金曜日
第2・4日曜日(年末年始・祝日などを除く)

